

2026 年 8 月

お客さま各位

各種預金規定の改定について

平素は、関信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた各取組にもとづき、下記のとおり各種預金規定を改定いたします。

なお、本規定はすでに該当のお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 改定日

2026 年（令和 8 年）10 月 1 日（木）

2. 改定となる規定

- （1）当座勘定規定（一般用）
- （2）普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）
- （3）貯蓄預金規定
- （4）納税準備預金規定
- （5）通知預金規定
- （6）定期預金共通規定
- （7）定期積金規定（スーパー積金）

3. 改定内容

以下の実施内容にもとづき、別紙の新旧対照表のとおり条項を改定いたします。

- （1）手形・小切手の振出期限の設定
- （2）他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付停止

以 上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
第 2 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2) (3) (4) (省略)	第 2 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立できるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和 8 年 1 0 月 1 日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (3) (4) (省略)
第 8 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) (3) (4) (省略)	第 8 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) (3) (4) (省略)
第 9 条（手形、小切手用紙） (5) <u>手形用紙、小切手用紙、払戻請求書の請求があった場合には、</u>必要と認められる枚数を実費で交付します。 (1) (2) (3) (4) (6) (7) (省略)	第 9 条（手形、小切手用紙） (5) <u>払戻請求書の請求があった場合には、</u>必要と認められる枚数を実費で交付します。 (1) (2) (3) (4) (6) (7) (省略)
第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形・小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないもの	第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形・小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確

または手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) (省略)	定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (省略)
第20条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) (省略)	第20条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (省略)
付則 第1条（省略） 第<u>3</u>条 令和7年4月1日より、令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入れを停止しております。 第<u>14</u>条 令和8年4月1日より、自己宛小切手の発行を<u>停止</u>しております。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>	付則 第1条（省略） 第<u>2</u>条 令和7年4月1日より、令和9年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受入れを停止しております。 第<u>3</u>条 令和8年4月1日より、自己宛小切手の発行<u>および手形・小切手用紙の発行受付を終了</u>しております。 第<u>4</u>条 <u>当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を令和8年9月30日としております。</u> 第<u>5</u>条 <u>令和8年10月1日より、他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付を停止しております。</u>

「約束手形用法」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1～2 項 (省略) 3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4～7 項 (省略) <u>8 項</u> <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9 項</u>(省略)	1～2 項 (省略) 3 項 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。 4～7 項 (省略) <u>(削除)</u> <u>8 項</u> (省略)

「為替手形用法」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1～3 項 (省略) 4 項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 5～9 項 (省略) <u>10 項</u> <u>手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>11 項</u>(省略)	1～3 項 (省略) 4 項 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから記入してください。 5～9 項 (省略) <u>(削除)</u> <u>10 項</u> (省略)

「小切手用法」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1 項 (省略) 2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3～7 項 (省略) <u>8 項</u> <u>小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印 (お届け印) のうえ請求してください。</u> <u>9 項 (省略)</u>	1 項 (省略) 2 項 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～7 項 (省略) <u>(削除)</u> <u>8 項 (省略)</u>

「普通預金規定」新旧対照表

(無利息型普通預金を含みます。)

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」といいます。) を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～18. (省略)	1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの (以下「証券類」といいます。) を受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～18. (省略)

「貯蓄預金規定」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～19. (省略)	1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～19. (省略)

「納税準備預金規定」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。 (2)～(5) (省略) 4. ～5. (省略) 6. 預金の払い戻し (1)～(2) (省略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。こ	1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) (省略) 4. ～5. (省略) 6. 預金の払い戻し (1)～(2) (省略) (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。こ

の場合、受付店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、受付店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (4)～(5) (省略) 7. ～18. (省略)	の場合、受付店は直ちに租税納付の手続をします。 (4)～(5) (省略) 7. ～18. (省略)
---	--

「通知預金規定」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (省略) 4. ～17. (省略)	1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (省略) 4. ～17. (省略)

「定期預金共通規定」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. (省略) 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (省略) 3. ～11. (省略)	1. (省略) 2. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (省略) 3. ～11. (省略)

「定期積金規定」新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改定前	改定後
1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (省略) 4. ～18. (省略)	1. ～2. (省略) 3. 証券類の受入れ (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (省略) 4. ～18. (省略)

以上